

～ 国の「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う飲食店への時短要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上に甚大な影響を受けた中小事業者等に、一時金を交付します ～

中堅・中小事業者、個人事業者の方への **令和3年(2021年)8・9月分**

熊本県事業継続・再開支援一時金



申請
期間

令和3年(2021年)
10月1日(金) から
11月30日(火) まで

A 中小事業者等への支援（一時金）

【要件】 次の①または②により、**2021年8月、9月の月間売上が**2019年または2020年の同月比で**30%以上50%未満減少**していること
50%以上減少した方は国の月次支援金の対象

- ① 時短要請に応じた飲食店と直接・間接の取引があること
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼり業者 など)
- ② 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光、施設、タクシー事業者 など)

【支援額（上限）】

法人 10万円/月 個人事業者 5万円/月

【算出方法】

「2019年または2020年の8月、9月の売上」
－ 「2021年8月、9月の売上」 = 【支援額】

B 酒類販売事業者への支援

国の月次支援金または
県の一時金（A）に上乗せ

【要件】 終日酒類提供停止要請に応じた飲食店と直接・間接の取引がある酒類販売事業者（※1）で、**2021年8月、9月の月間売上が**2019年または2020年の同月比で**30%以上減少または2か月（※2）連続で15%以上減少**していること

- （※1）酒税法第7条に規定する酒類の製造免許または第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている方に限ります。
- （※2）対象月及びその前月とし、いずれの月も国の「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」が実施された区域内の飲食店と取引がある場合に限ります。

【支援額（上限）】 ※月間売上の減少率に応じた額

	90%以上	70～90%未満	50～70%未満	30～50%未満 or 2か月連続15%以上
法人	60万円/月	40万円/月	20万円/月	10万円/月
個人事業者	30万円/月	20万円/月	10万円/月	5万円/月

【算出方法】

「2019年または2020年の8月、9月の売上」－「2021年8月、9月の売上」
－ 「国の月次支援金または県の一時金（A）の支援額」
= 【支援額】

申請方法

オンライン（電子）申請

郵送による申請も可能です。
<宛先> 〒862-8570（住所記載不要）
熊本県商工振興金融課 事業継続・再開支援一時金 係
※持参による申請は、感染防止の観点から受け付けておりません

熊本県ホームページ

● オンライン申請



● 制度の詳しい情報



相談ダイヤル

熊本県一時金コールセンター

096-387-1515

受付時間 9:00～17:00（平日のみ）



交付対象者

資本金10億円以上の大企業を除く、**中小事業者等が対象**

※医療法人、農業法人、NPO法人などの会社以外の法人や、フリーランスを含む個人事業者についても幅広く対象

以下の方は給付対象となりません

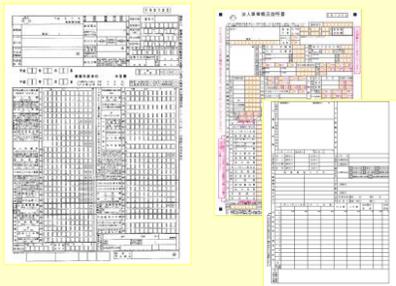
- ① 2021年8月、9月と同一月の国の「月次支援金」及び他都道府県における同様の一時金等を申請（受給）した者。また、「熊本県時短等要請協力金」、「熊本県大規模集客施設等時短要請協力金」及び他都道府県における同様の協力金等の要請の対象事業者。
(ただし、酒類販売事業者への上乗せ支援においては、同様の支援を他都道府県に申請（受給）していない事業者は、国の「月次支援金」及び他都道府県における同様の一時金等を申請（受給）した者であっても、当該支援に限り申請対象事業者となるものとする。)
- ② 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ④ 政治団体
- ⑤ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑥ 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- ⑦ 前各号に掲げる者のほか、熊本県事業継続・再開支援一時金の趣旨・目的に照らして適当でないと思事認める者

主な必要書類

※詳しくは、熊本県ホームページに掲載している「申請要領（申請のガイダンス）」をご確認ください。

●確定申告書類の写し

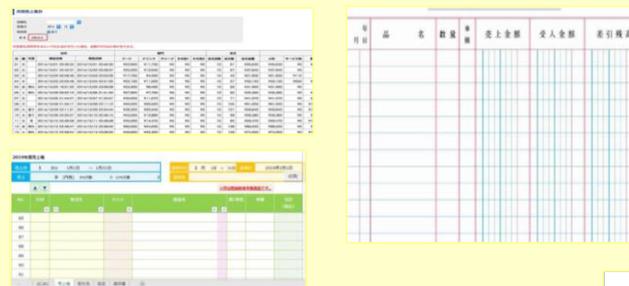
<法人>



<個人>



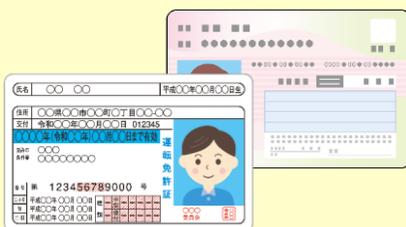
●2021年8月、9月の月間売上がわかるもの



●申請者名義の振込先口座の通帳の写し



●本人確認書類 (個人のみ)



●酒類の製造免許通知書 または 酒類の販売業免許通知書の写し (酒類販売事業者のみ)

